

春日市制50周年記念冠等使用取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、春日市(以下「市」という。)の市制施行50周年を広く市民に周知し、市を挙げて祝う機運を醸成するため、冠の呼称、ロゴデザイン、のぼり旗等の物品(以下「冠等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(冠の呼称)

第2条 冠の呼称は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 春日市制50周年記念
- (2) 春日市制施行50周年記念
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める呼称
(ロゴデザイン)

第3条 ロゴデザインは、市長が別に定めるものとする。

(物品)

第4条 物品の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その貸出しは、1事業当たり当該各号に定める数量を限度として行うものとする。ただし、当該物品の数量(貸出しが可能なものに限る。)に余裕がある場合は、この限りでない。

- (1) のぼり旗セット(のぼり旗、支柱、土台) 50セット
- (2) 横断幕 2枚
- (3) スタッフビブス 30枚

(対象事業)

第5条 冠等の使用の許可の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間において春日市制50周年記念事業基本理念及び実施方針にのっとり実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の信用や品位を損ない、又は損なうおそれがある事業
- (2) 法令、条例その他の規程又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある事業
- (3) 特定の政治、思想、宗教等に係る活動又はそのおそれがある事業
- (4) 不当な利益を得ることを目的とする事業又はそのおそれがある事業
- (5) その他市長が冠等を使用することが適当でないとする事業

(対象者)

第6条 冠等の使用の許可の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 原則、市内を拠点として活動する市民、各種団体又は企業
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、冠等の使用の許可の対象としない。

- (1) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
- (2) 暴力団又は春日市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(申請)

第7条 冠等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、春日市制50周年記念冠等使用許可申請書(様式第1号)に事業計画書その他必要な書類を添えて、冠等を使用しようとする日の30日前までに市長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定で申請をもって、対象事業の事業名、実施時期、実施場所、実施内容、第12条に規定する実績報告書に添付する写真(電子データを含む。)等について、市制50周年記念特設サイトに掲載するなど記念事業の広報PRに活用することに同意するものみなす。

(決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用の許可又は不許可を決定し、春日市制50周年記念冠等使用許可等決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(許可の条件)

第9条 市長は、前条の規定により冠等の使用の許可の決定を行うときは、必要に応じて次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 対象事業における事故の防止及び救護の体制について、十分な措置を講ずること。
- (2) 市は、対象事業に要する経費の負担をしないこと。
- (3) 市は、対象事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償に係る責任を負わないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(変更の届出)

第10条 冠等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可に係る申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに市長にその内容を届け出て承認を受けなければならない。

(許可の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、冠等の使用の許可の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定による届出における内容の変更の程度が著しい場合
- (2) 使用者が前条の規定による届出を怠った場合
- (3) 使用者が第6条第2項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 対象事業において許可の内容に反する事項があった場合
- (5) その他使用者がこの要項の規定に違反したと認められる場合

2 市長は、前項の規定により冠等の使用の許可を取り消したときは、その理由を付して書面により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定により冠等の使用の許可を取り消された使用者は、直ちに当該許可に係る冠等の使用を中止しなければならない。

4 第1項の規定による冠等の使用の許可の取消しにより使用者に損害が生じた場合において、市は、その損害を賠償する責任を負わない。

(実績報告)

第12条 使用者は、対象事業の終了後30日以内に春日市制50周年記念冠等使用実績報告書(様式第3号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要項に定めるもののほか、冠等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年11月1日から施行する。